別記第三十号の二様式所属機関等作成用１　Ｌ（「報道」・「研究（転勤）」・「企業内転勤」）２中「勤務先」を「勤務先又は活動先」に改め、同様式所属機関等作成用１　Ｍ（「投資・経営」）１中「投資・経営等」を「投資・経営の活動」に改め、同様式所属機関等作成用１　Ｐ（「留学」）２(4)中「□昼間制　□夜間制」を「□昼間制　□夜間制　□昼夜間制　□夜間制　□サテライト制　□夜間制」に改め、同５中「学部・」を削り、同様式所属機関等作成用２　Ｐ（「留学」）６中「学部・学科生」を「学科生」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

第二条　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十三年法務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項に次の一号を加える。

三　改正法附則第十五条第四項又は第十六条第三項の規定により交付される在留カードの受領については、改正法附則第十五条第三項又は第十六条第一項の規定による申請があった日に、当該申請をした外国人に対し改正法附則第十五条第四項又は第十六条第三項の規定による在留カードの交付をしない場合であって、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

（第一条の規定による出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際、現に行われている第一条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則（次条において「旧入管法施行規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請は、それぞれ同条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則（次条において「新入管法施行規則」という。）に規定する様式による在留資格認定証明書の交付の申請、在留資格の変更の許可の申請又は在留期間の更新の許可の申請とみなす。

第三条　旧入管法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書は、施行日後においても、当分の間、それぞれ新入管法施行規則に規定する別記第六号の三様式の在留資格認定証明書交付申請書、別記第三十号様式の在留資格変更許可申請書又は別記第三十号の二様式の在留期間更新許可申請書とみなす。

告　示

○総務省告示第三百七十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第二十九項及び第四十九条の二十三の二第五号の規定に基づき、同条に規定する携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成二十四年十月三十日

総務大臣　樽床　伸二

一　送信装置

１　等価等方輻射電力は、一七・八デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下同じ。）以下であること。

２　搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次のとおりとする。

(一)　最大等価等方輻射電力が一五デシベル以下の無線設備の等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	等価等方輻射電力
一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）八七デシベル以下
一、〇〇〇MHzを超え一、五二五MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）七七デシベル以下
一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における平均電力が（一）九七デシベル以下
一、五五九MHzを超え一、六一〇MHz以下	任意の一MHz幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下
一、六一〇MHzを超え一二・七五GHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）七〇デシベル以下

(二)　最大等価等方輻射電力が一五デシベルを超える無線設備の等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	等価等方輻射電力
二三〇MHz以下	任意の一二〇kHz幅における尖頭電力が（一）八四・八デシベル以下
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一二〇kHz幅における尖頭電力が（一）七七・八デシベル以下
一、〇〇〇MHzを超え一、五一八MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における尖頭電力が（一）七二デシベル以下
一、五一八MHzを超え一、五二五MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における平均電力が（一）七二デシベル以下
一、五二五MHzを超え一、五五九MHz以下	任意の三kHz幅における平均電力が（一）一〇三デシベル以下
一、五五九MHzを超え一、六〇五MHz以下	任意の一MHz幅における平均電力が（一）七〇デシベル以下
一、六〇五MHzを超え一、六一〇MHz以下	任意の一〇〇kHz幅における平均電力が次の式により求められる値以下 −80＋8／5（f−1605）デシベル fは、MHzを単位とする周波数とする。